

令和6年4月26日

大和市長 古谷田 力 殿

大和市下水道運営
会 長 石田 裕



大和市下水道使用料の改定について (答申)

令和5年10月31日に諮問された「下水道使用料の改定について」は、慎重に審議した結果、令和7年度から令和9年度の3カ年に必要となる汚水処理費に基づく、別紙の「1カ月当たりの下水道使用料表(案)」については適当と認めます。

なお、改定にあたっては「1 答申にあたって」及び「2 附帯意見」を尊重し、進めることをお願いいたします。

1 答申にあたって

下水道は、市民が健康で快適な生活を送るために、必要不可欠な都市施設であるとともに、河川などの公共水域の環境保全にも寄与しています。

大和市の下水道事業は、昭和 29 年の事業着手以来、着実に整備を進め、現在は市街化区域における汚水整備がおおむね完了し、令和 4 年度末の下水道人口普及率（汚水）は 95.5%に達しています。

このような中、事業着手から約 70 年が経過し施設の老朽化が進んでおり、今後、維持管理費及び改築更新・耐震化の工事費の増加が見込まれる一方で、下水道使用料は、人口の微増が続くものの節水機器の普及やライフスタイルの多様化などにより減少が見込まれています。

下水道事業の経営は、地方公営企業法に基づき受益者負担が原則であり、汚水処理にかかる費用の全額を下水道使用料で回収することとされています。しかし、令和 4 年度決算では、使用料収入で汚水処理費の 87.5%しか賄うことができず、その不足分を一般会計から繰り入れている状況であり、改善の必要があると考えます。

本年、元日に発生した能登半島地震においては、上下水道の機能停止が長期化し、市民生活の衛生環境への影響が大きくなっており、下水道施設の安定的、継続的な運転の重要性が再認識されています。一方で、現在の物価高などにより市民生活は厳しい状況にあることから、前回の約 2 倍となる平均改定率での市民負担は、大きなものであると捉えております。

これらの内容について議論を重ねた結果、下水道使用料の改定により受益者負担の適正化を図る必要があるものの、下水道条例の改定にあたっては、市民及び事業者への影響を踏まえた慎重な審議をお願いいたします。

2 附帯意見

1. 今後の事業経営について

- (1) 下水道は、市民が健康で快適な生活を送るために、必要不可欠な都市施設であることから、下水道使用料の改定を検討するにあたっては、市民生活や市内の経済活動への影響を注視しつつ進めること。
- (2) 効率的かつ合理的で透明性のある経営に取り組み、さらなる経費の削減に努めること。
- (3) 汚水処理の中断は、市民生活や企業活動に大きく影響を与えることから、老朽化した施設の補修・改築更新及び耐震化を計画的に行うこと。
また、能登半島地震を教訓とし、計画の早期実施に努めること。
- (4) 今後、使用料の減少と汚水処理費の増加が続き、改定が必要となる見込みであることから、3年ごとを基本として定期的に改定の必要性を検討することで、平均改定率が大きくなるように努めること。
- (5) 基本使用料については、今後の安定的、継続的な収入としていくことや、市民の節水努力の成果が料金に反映される改善策を検討すること。

2. 市民への説明について

- (1) 下水道施設の老朽化が進んでおり、安全・安心な下水道サービスを提供し続けるためには、改築更新及び耐震化が必要であることについて、市民へ周知していくこと。
- (2) 使用料の負担を低くするため、汚水処理費の削減に取り組んできたこと及び今後の取り組みについて、市民へ周知していくこと。
- (3) 下水道の役割と重要性について、より一層市民の理解が得られるように努めること。

添付資料

資料1 大和市下水道運営審議会委員名簿

資料2 審議の経過

別紙

○1カ月当たりの下水道使用料表(案)

| 区分 | 基本使用料 | | 超過使用料 | | |
|-------|----------------------------------|------|--------------------------------------------------|--|----------------------|
| | 汚水排除量 | 金額 | 汚水排除量 | | 1 m ³ につき |
| 一般汚水 | 8 m ³ 以下の分 | 833円 | 8 m ³ を超え 15 m ³ までの分 | | 138 円 |
| | | | 15 m ³ を超え 25 m ³ までの分 | | 154 円 |
| | | | 25 m ³ を超え 50 m ³ までの分 | | 171 円 |
| | | | 50 m ³ を超え 100 m ³ までの分 | | 196 円 |
| | | | 100 m ³ を超え 200 m ³ までの分 | | 232 円 |
| | | | 200 m ³ を超え 300 m ³ までの分 | | 248 円 |
| | | | 300 m ³ を超え 500 m ³ までの分 | | 265 円 |
| | | | 500 m ³ を超え 1,000 m ³ までの分 | | 307 円 |
| | | | 1,000 m ³ を超える分 | | 326 円 |
| 浴場汚水 | 汚水排除量 1 m ³ につき 17 円 | | | | |
| 水泳場汚水 | 汚水排除量 1 m ³ につき 131 円 | | | | |

資料1

大和市下水道運営審議会委員名簿

(敬称略)

| 名簿 | 氏名 | 任命区分 | 選出母体 | 備考 |
|----------|--------------------|-------------|---------------------|----|
| 会長 2期 | いしだ ゆたか 石田 裕 | 市議 | 市議会 | |
| 7期 | おうぎはら ひろし 扇原 博 | 学識 | 元(公財)日本下水道新技術機構 | |
| 1期 | はしもと ゆきお 橋本 幸生 | 使用者 | 自治連 | |
| 2期 | せきみず ひでき 関水 秀樹 | 使用者 | 自治連 | |
| 3期 | しおざわ ようこ 塩沢 雍子 | 使用者 | 消費者の会 | |
| 2期 | おの さえこ 小野 佐枝子 | 使用者 | 消費者の会 | |
| 1期 | はせがわ ゆきえ 長谷川 幸江 | 使用者 公募 | 市民公募 | |
| 2期 | おぐら つよし 小倉 剛 | 使用者 公募 | 市民公募 | |
| 2期 | おおたに かつや 大谷 勝也 | 使用者 公募 | 市民公募 | |
| 1期 | やまたに えいいち 山谷 詠一 | 使用者 排水義務 | 排水設備義務者 イオンモール大和 | |
| 1期 | はかまだ ゐみ 袴田 史 | 学識 | 小中学校長会 (大和東小学校) | |

審議の経過

- 令和5年10月31日（出席委員9名、欠席委員2名）
令和5年度 第2回下水道運営審議会
 - ・諮問及び視察
- 令和5年11月14日（出席委員9名、欠席委員2名）
令和5年度 第3回下水道運営審議会
 - ・下水道使用料の改定について審議
- 令和5年12月26日（出席委員9名、欠席委員2名）
令和5年度 第4回下水道運営審議会
 - ・下水道使用料の改定について審議
- 令和6年2月2日（出席委員10名、欠席委員1名）
令和5年度 第5回下水道運営審議会
 - ・下水道使用料の改定について審議
- 令和6年2月9日（出席委員8名、欠席委員3名）
令和5年度 第6回下水道運営審議会
 - ・下水道使用料の改定について審議
 - ・答申内容の検討
- 令和6年3月27日（出席委員9名、欠席委員2名）
令和5年度 第7回下水道運営審議会
 - ・答申内容の検討・決定